

令和2年度

第4回 農業委員会総会議事録

静岡市農業委員会

## 第 4 回 総 会 議 事 録

1 開催日時 令和2年7月20日（月）午後3時00分から午後4時30分

2 開催場所 静岡市役所 葵消防署5階53会議室

3 出席委員（20人）

会長 13番 西ヶ谷量太郎

会長職務代理者（副会長） 12番 徳田 雅亮

委員 1番 伊藤 修司 2番 遠藤 公夫 3番 大石 雅章

4番 大石 泰子 5番 大塚 師輝 6番 佐藤 直美

7番 佐藤 操 8番 白岩 正行 9番 杉山 寿朗

10番 鈴木 茂樹 11番 鈴木 長一 14番 西子 親慶

15番 仁藤 雅巳 16番 堀越 隆正 17番 牧野 正昭

18番 松永 一雄 19番 望月 芳明 20番 山田 常己

4 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第18号 農業委員会の適正な事務実施に係る令和元年度活動の点検評価（案）  
並びに令和2年度活動計画（案）について

議案第19号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第20号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第21号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第22号 非農地証明申請について

議案第23号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の承認について

議案第24号 令和3年度県農業施策に関する要望事項について

報告第16号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第17号 農地法第4条第1項第8号及び同法第5条第1項第7号の規定による  
届出について

報告第18号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第19号 相続税納税猶予に関する適格者証明願いについて

## 5 農業委員会事務局職員

事務局長 青嶋 浩義、次長補佐兼農政係長 水嶋 成彦、主査 田杉 真里、農地利用最適化推進係長 渡邊 貴行、副主幹 小林 満明、主査 山本 昌明、主事 寺園 理帆、主幹兼農地係長 望月 嘉里、主査 松永 文雄、主査 竹本 公彦、主任主事 奥山 雅吉、主任主事 山本 雄輝、主任主事 石川 尚美

## 6 会議の概要

議 長 　　ただ今から、令和2年度第4回静岡市農業委員会総会を開会いたします。

　　本日は委員20名全員出席での開催です。出席委員は定足数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、静岡市農業委員会総会会議規則第18条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

（異議なし）

　　17番 牧野正昭委員、18番 松永一雄委員にお願いいたします。次に委員の皆様にお願ひがあります。議案等の質疑の際、発言のある方は挙手をお願いいたします。また、発言の際には議席番号と氏名を宣告の上、ご発言ください。それでは、最初に議案第18号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 　　【議案第18号朗読】

　　点検評価案は2ページから9ページに、活動計画案は10ページから12ページに記載のとおりでございます。内容につきましては、担当職員から説明いたします。

事務局 　　農業委員会事務の令和元年度の活動の点検・評価案並びに令和2年度活動計画案についてご説明いたします。これは、農業委員会等に関する法律第37条に基づき、農業委員会活動における農地等の利用の最適化の推進状況及びその他事務の実施状況を公表するもので、これについてこのたび、総会において承認を求めものです。それでは、2ページをご覧ください。まず、令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価ですが、これは、令和元年度の農業委員会の活動内容等を報告するものです。Ⅰ農業委員会の状況の1の農業の概要ですが、耕地面積、農家数等に関しては、主に農林業センサスの数値が入っております。端数処理の関係で、合計数字に違いが出ていますが、報告先の中農も、承知して

います。また、2の農業委員会の現在の体制については記載のとおりです。次に、3ページのⅡ担い手への農地の利用集積・集約化ですが、1の現状及び課題では、管内の農地面積4,800haに対して、集積面積が、1,588.5haで、集積率は33.1%です。課題では、高齢化による認定農業者の減少、経営規模縮小等による集積面積の減少とあり、前のページで認定農業者数を示しておりますが、この数は、前年から11、面積では約20ha減少しています。2の令和元年度の目標及び実績は、集積目標1,590.8haに対して、集積実績は1,581.3haで、達成状況は99.4%でした。このうちの新規実績ですが、先ほど認定農業者が減少した、と申し上げましたが、一方で、認定新規就農者と基本構想水準到達者は若干増加しており、その新規分が、ここにある13.3haになります。3の目標の達成に向けた活動ですが、計画では、新規の担い手の掘り起こしを実施するほか、農地中間管理機構等の活用を積極的に促し、農地の利用集積・集約化を推進する、としたのに対し、実績では、JAと協力し、新規の担い手の掘り起こしを行ったほか、各JA単位で所管し新規就農者等の受入れを行う組織地域受入連絡会を通し、新規就農希望者への支援を行った、とされています。ここで言う、地域受入連絡会を通した新規就農希望者への支援でございますが、これは、JA、市、県、農家などが、新規就農希望者に、実践研修や就農準備などの総合的な支援を行い、地域の担い手として育成するものです。4の目標及び活動に対する評価については、それぞれ、概ね達成したとしています。次に、4ページをご覧ください。Ⅲ新たに農業経営を営もうとする者の参入促進ですが、1の現状及び課題の新規参入の状況では、平成29年度から3年間の新規参入者数と取得農地面積を示しております。課題としては、本市農業の魅力を伝えるための情報発信の強化と、関係機関等と連携し、地域受入連絡会を通した支援が必要である、としています。2の令和元年度の目標及び実績は、上の段が、参入目標に対する参入実績、下の段が、参入目標面積に対する参入実績面積で、それぞれ達成割合が示されております。3の目標の達成に向けた活動と4の目標及び活動に対する評価は、それぞれ、記載のとおりです。次に5ページをご覧ください。Ⅳ遊休農地に関する措置に関する評価ですが、1の現状及び課題では、管内の農地面積と遊休農地面積、そしてその割合を示しています。課題としては、記載のとおりです。2の令和元年度の目標及び実績ですが、委員による指導等により、遊休農地のうち12.4haが解消され、12haの目標に対して、10

3. 3%の達成となりました。3、2の目標の達成に向けた活動では、農地の利用状況調査と利用意向調査について記載されています。農地利用状況調査は、農業委員、推進委員、補助員、合計151名で、8月～9月に行いました。その結果を取りまとめた後、遊休農地所有者には、意向調査を実施しました。今回の調査では、茶価の長引く低迷等による、生産意欲の減退などを背景に、解消可能なA分類農地がさらに荒廃が進み、再生困難なB分類農地へと移行したものが目立ちました。その他の活動では、今回、はじめてドローンを使って調査を行い、小河内地区15.5haを非農地化しました。4目標及び活動に対する評価は、記載のとおりです。次に6ページをご覧ください。V違反転用への適正な対応です。令和元年12月現在の違反転用状況は、0.47haで、主な用途は資材置場や駐車場などでした。これには、農業委員会だよりでの啓発や、推進委員による農地パトロールにより、違反転用の未然防止、早期発見、改善指導を行いました。次に7ページをご覧ください。VI農地法等によりその権限に属された事務に関する点検です。1の農地法3条に基づく許可事務については、121件の許可申請があり、全件許可され、審議結果を公表しました。2の農地転用に関する事務では、130件の申請があり、現地調査及び書類審査、総会審議を経て、全件許可され、審議結果を公表しました。次に8ページをご覧ください。3の農地所有適格法人からの報告への対応ですが、法人数は30法人で、すべての法人から、報告書の提出がありました。4の情報の提供等については、記載のとおりです。次に、9ページをご覧ください。VIII事務の実施状況の公表等ですが、1の総会等の議事録の公表は、ホームページで公表しています。2の農地等利用最適化推進施策の改善についての意見の提出は、記載のとおり、県農業会議あてが3件、市長あてが5件、合計8件でした。3の活動計画の点検・評価の公表は、今、ご説明しているもので、これについても、ホームページで公表します。続いて、10ページをご覧ください。令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画案ですが、これは、令和2年度の農業委員会の活動計画になります。静岡市の農家数、耕地面積、農業委員会の体制等については、記載のとおりで、先ほどご説明いたしました、令和元年度点検・評価の1ページの数字と同じになります。続いて、11ページをご覧ください。II担い手への農地の利用集積・集約化の1の現状及び課題ですが、現状では、農地面積4,710haに対して、集積面積が1,581.3haで、集積率は33.6%です。課題については、先ほど申し上げた、令和元年

度点検・評価と同じ記載内容になっています。2の令和2年度の目標及び活動計画ですが、集積目標面積を1,585ha、うち新規が3.8haとし、記載のとおり、担い手の掘り起こしを実施するほか、地域受入連絡会と協力し新規就農者の確保に努める。また、農地中間管理機構の活用を促し、農地の利用集積、集約化を推進する、としています。Ⅲ新たな農業経営を営もうとする者の参入促進ですが、1の現状及び課題の新規参入者数と取得農地面積は、記載のとおりです。課題としては、本市農業の魅力を伝えるための情報発信の強化と、関係機関等と連携し、地域受入連絡会を通じた支援が必要、としています。2の令和2年度の目標及び活動計画については、記載のとおりで、ここには、令和5年度に30経営体を目標とした時の、1年度あたりの経営体数と面積が入っています。次に12ページをご覧ください。Ⅳ遊休農地に関する措置の1の現状及び課題は記載のとおりです。2の令和2年度の目標及び活動計画ですが、記載のとおり、12haの遊休農地を解消することを目標としています。これは、農地等の利用の最適化の推進に関する指針に基づいて設定しています。また、農業委員、推進委員、補助員の合計150名で農地利用状況調査を実施し、その結果に基づき、遊休農地の所有者に対する意向調査を行うなど、遊休農地の解消につなげていく活動を行います。なお、農地利用状況調査研修会は、静岡地区は17日に行いました。清水地区は、明日、21日に清水庁舎で行います。次に、Ⅴ違反転用への適正な対応の1の現状及び課題ですが、違反転用面積は0.47haで、その約9割が農用地区域内農地であり、今後も継続的に是正指導していく必要がある、としています。2の活動計画では、記載のとおり6月から実態調査、事情聴取、是正指導等を実施していきます。令和元年度活動点検・評価並びに令和2年度活動計画については、以上の内容になります。これらの承認について、よろしく願いいたします。

議長 議案第18号は原案のとおり承認いたしました。

次に、議案第19号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 【議案第19号朗読】

申請は14ページに記載のとおり11件でございます。

議長 それでは、地区審査を行いました各班から、担当職員の内容説明と、班長の審査結果の説明をお願いします。

事務局 1班です。整理番号23番、清水区の案件です。内容は、記載のとおりです。現況は普通畑で、売買による所有権移転です。申請事由ですが、譲受人は経営規模を拡大するため、譲渡人は、要望に応えるとのことです。整理番号24番、清水区の案件です。内容は、記載のとおりです。現況は普通畑で、売買による所有権移転です。申請事由ですが、譲受人は経営規模を拡大するため、譲渡人は、要望に応えるとのことです。

19番 職員から説明がありました2件につきましては、1班としては許可相当と判断しました。ご審議よろしく申し上げます。

事務局 2班です。整理番号25番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。申請事由ですが、譲受人は経営規模を拡大するため、譲渡人は要望に応えるとのことです。整理番号26番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。申請事由ですが、譲受人は経営規模を拡大するため、譲渡人は要望に応えるとのことです。整理番号27番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。申請事由ですが、贈与による所有権移転です。整理番号28番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。申請事由ですが、譲受人は経営規模を拡大するため、譲渡人は要望に応えるとのことです。

18番 職員から説明がありました4件につきましては、2班としては許可相当と判断しました。ご審議よろしく申し上げます。

事務局 3班です。整理番号29番、清水区の案件です。内容は記載のとおりです。申請事由ですが、譲受人は規模を拡大したく、譲渡人は要望に応え、売買の話がまとまり申請に及んだものです。整理番号30番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。申請事由ですが、親から子への贈与による所有権の移転であり、申請に及んだものです。

19番 職員から説明がありました2件につきましては、3班としては許可相当と判断しました。ご審議よろしく申し上げます。

事務局 4班です。整理番号31番、駿河区の案件です。内容は記載のとおりです。申請事由ですが、申請地は使用借人の近接地で、すでに申請地も含め一帯で耕作しており、正式に使用貸借権の設定を行うものです。整理番号32番、駿河区の案件です。内容は記載のとおりです。申請事由ですが、申請地は使用借人の近接地で、すでに申請地も含め一帯で耕作しており、正式に使用貸借権の設定を行うものです。整理番号33番、清水区の案件です。内容は記載のとおりです。申請事

由ですが、譲受人は規模を拡大したく、譲渡人は要望に応え、申請に及んだものです。

20番 職員から説明のありました、3件について、4班としては許可相当と判断しました。ご審議よろしくをお願いします。

議長 これより、質疑に入ります。地区審査会の各班からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

議長 他に発言もないようですので、議案第19号について、原案のとおり決定してよいでしょうか。

(異議なし)

議長 議案第19号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第20号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 **【議案第20号朗読】**

申請は16ページに記載のとおり1件でございます。

議長 それでは、地区審査を行いました班から、担当職員の内容説明と、班長の審査結果の説明をお願いします。

事務局 1班です。整理番号4番、清水区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑です。申請事由ですが、自宅隣接地に農業用倉庫を建築したく申請に及びました。農地区分は、第2種農地と判断されます。隣接農地の被害防除、排水等については特に問題ないと思われま。

19番 職員から説明がありました1件につきましては、1班としては許可相当と判断しました。ご審議よろしくをお願いします。

議長 これより、質疑に入ります。地区審査会の班からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

議長 発言もないようですので、議案第20号について、原案のとおり決定してよいでしょうか。

(異議なし)

議長 議案第20号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第21号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 **【議案第21号朗読】**



申請は18、19ページに記載のとおり8件でございます。内容につきましては、担当職員から説明いたします。

事務局

1班です。整理番号23番、清水区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で、売買による所有権移転です。申請事由ですが、現在、個人でモータースを経営しておりますが、駐車場スペースが不足しているため所有者に相談したところ、話しがまとまり申請に及びました。農地区分は、第2種農地と判断されます。隣接農地の被害防除、排水等については特に問題ないと思われま。代替性も検討され、転用面積も適当と思われま。

19番

職員から説明がありました1件につきましては、1班としては許可相当と判断しました。ご審議をお願いいたします。

事務局

2班です。整理番号24番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。申請者は、ぶどう園を経営しており、いままで使用していた来園者駐車場を借りることが出来なくなったため、新たな駐車場敷地を探していたところ、土地所有者と話しがまとまり申請に及んだものです。ぶどう狩りの期間中の一時転用で、転用終了後は、畑として使用する作付け確約書が提出されています。農地区分は第2種農地と判断され、代替性の検討もされ、隣接農地への被害防除、排水等については、問題がないと思われま。整理番号25、26番は同一案件のため併せて説明いたします。葵区の案件です。内容は記載のとおりです。申請者は運送業を営む法人です。申請事由ですが、分散している駐車場を集約するため、申請地を露天駐車場として転用したく申請に及んだものです。農地区分は第2種農地と判断され、代替性の検討もされ、隣接農地への被害防除、排水等については、問題がないと思われま。この案件については、地区審査会で現地調査及び聞き取り調査を行いましたので、後ほど班長から報告があります。

18番

職員から説明がありました3件につきましては、整理番号25番、26番について現地調査及び聞き取り調査を行いましたので報告します。申請人は運送業を営む法人で、申請地隣地を昨年度2月の総会において駐車場として転用を許可している案件です。申請人は15台のトラックを所有しておりますが、前回転用した駐車場では10台しか置くことができず、今回の申請に至ったとのこと。また被害防除については、隣接地に農地がありますが、既設のコンクリート壁よりも低く整地し、また、一部において隣地よりも高く整地される箇所には新たにコンクリート壁を設置し土砂が農地に流出しないよう対策が講じられていること

を確認しました。以上、3件について2班としては許可相当と判断しました。ご審議よろしくお願いたします。

事務局

3班です。整理番号27番、清水区の案件です。内容は記載のとおりです。申請者は、医薬部外品製造業を営む法人です。従業員及び配送車用駐車場が不足していることから、新たに駐車場を確保したく、今回土地所有者と話がまとまり申請に及んだものです。申請地には、従業員用自動車7台及び配送車1台を置く予定です。農地区分は第2種農地と判断されます。隣接する農地はなく、被害防除、排水等については特に問題ないと思われます。代替性についても検討済となっております。整理番号28番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。申請者は、フットサル場の経営をしている個人事業主です。申請事由ですが、現在、隣接するフットサル場の使用者の駐車場が不足していることから、新たに駐車場を確保したく、今回土地所有者と話がまとまり申請に及んだものです。申請地には、試合にあつては選手及び応援者、スクール等にあつては子どもの送迎用の自動車30台を置く予定です。農地区分は第3種農地と判断されます。隣接農地への被害防除、排水等については特に問題ないと思われます。この案件については、地区審査会で現地調査及び聞き取り調査を行いましたので、後ほど班長から報告があります。

17番

以上、職員から説明がありました整理番号27番については、3班としては許可相当と判断しました。整理番号28番の案件につきまして、地区審査会で現地調査及び聞き取り調査を行いましたので、報告いたします。申請の経緯は、既存の専用駐車場は従業員、及び試合、教室の開催に伴う審判、コーチ等のスタッフ用として使用しており、フットサル場前駐車場は、一部自転車置き場として使用している。そのため、今までは試合の選手、応援者、教室参加者の送迎車の駐車場が少なく、一部路上駐車等が発生している実情があつたため、申請に至つたとのことでした。転用の内容は、露天駐車場として30台分です。被害防除は、ネットフェンスを設置します。また、山土を入れ碎石を敷くため、雨水は自然浸透、ネットフェンスの基礎がコンクリートであるため、それが土留の役割を果たすとのことでした。日照は、ネットフェンスのため日照には問題ありません。隣接する土地使用者へは、説明済みで、承諾も得ています。フットサル場の利用状況は、利用者の内訳は、会員数大人100名、中学生100名、小学生250名、合計450名の会員が所属しています。また、運営状況は、月曜日の定休日以外

に、試合や、スクール等を開催しており、時間としては午後10時まで開場しています。現在使用中の駐車場と今回の申請地の使い分けは、既存の駐車場はマイクバス2台、従業員用、及び試合、教室の開催に伴う審判、コーチ等のスタッフ用として今後も使用し、申請地には、試合の選手、応援者、教室参加者等の送迎専用の駐車場として使用していきます。以上のことから3班として許可相当判断します。ご審議のほどよろしくお願ひします。

事務局 4班です。整理番号30番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。申請事由ですが、申請人は現在借家にて生活しておりますが子供の成長とともに手狭になったため住宅を建てたく申請に及んだものです。農地区分は第2種農地と判断されます。隣接農地の被害防除、排水等については特に問題なく、代替性も検討され、転用面積も適当と思われる。整理番号31番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。申請事由ですが、申請人は現在借家にて生活しておりますが子供の成長とともに手狭になったため住宅を建てたく申請に及んだものです。農地区分は第2種農地と判断されます。隣接農地の被害防除、排水等については特に問題なく、代替性も検討され、転用面積も適当と思われる。

20番 職員から説明のありました2件につきましては、4班としては許可相当と判断しました。ご審議よろしくお願ひします。

議長 これより、質疑に入ります。事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願ひします。

10番 整理番号28番について、確認です。以前、フットサル場の農地転用申請時に、照明の関係の話が出た記憶があります。今回の申請は駐車場ということですが、隣地にイチゴハウスがあるので、照明を設置する計画があるか確認したい。

事務局 計画上、駐車場に照明を設置する計画はありません。

10番 面積が広いので、今後照明を設置したいという話が出るかもしれない。照明を設置するとなった場合は、隣地所有者と打合せをした上で、計画するようにしていただきたい。また以前のフットサル場の申請時には、照明の時間が決まっていたと思う。前回の議事録を確認すればわかると思う。前回の申請時と同じ形で進めていただきたい。またクラブハウスについては建築出来なかったため、キャンプカーが設置されている。今回はクラブハウスの規模を大きくするというのではなく、駐車場に転用するという事で間違いはないか。

事務局 目的は露天駐車場の申請です。クラブハウスの設置は開発行為ということにな

るので、設置する場合は都市計画法の許可も必要になります。あくまでも今回は、露天駐車場の計画です。

10番 前回の申請以降、現地を確認すると、キャンピングカーのほか、水道が設置されていました。この水道から出る水は生活雑排水にあたると思われます。これが用水路の方に排水されていたようにも見受けられました。そのため、この点はどうか。

事務局 現地調査時に、水道については確認をしています。そのため、用水路の方へ水が流れているのであれば、そのようなことがないように注意していただきたいと伝えています。

議長 前回の議事録から、照明の時間について確認をするようにしてください。

事務局 わかりました。

議長 他に発言もないようですので、議案第21号について、原案のとおり決定してよいでしょうか。

(異議なし)

議長 議案第21号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第22号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 **【議案第22号朗読】**

申請は21ページに記載のとおり3件でございます。内容につきましては、担当職員から説明いたします。

事務局 1班です。整理番号5番、清水区の案件です。内容は、記載のとおりです。現況は、山林です。こちらの案件ですが、30年ほど前より耕作されない状態が続き現在に至り、証明基準5の耕作されない状態が続いたことにより森林・原野化し、農地への復元が不可能な土地に該当します。令和2年6月29日に、地区担当農業委員の立会いのもと航空写真等を確認していただきました。整理番号6番、清水区の案件です。内容は、記載のとおりです。現況は、宅地です。こちらの案件ですが、昭和7年より、亡父が居宅を建築、それに伴い進入路として使用し現在に至り、証明基準2の建築物等が設置されている土地及び証明基準3の道路敷として利用されている土地に該当します。令和2年6月29日に、地区担当農業委員の立会いのもと現地調査を行い、確認していただきました。

19番 職員から説明がありました2件につきましては、1班としては承認することと

判断しました。ご審議よろしく申し上げます。

事務局 2班です。整理番号7番、駿河区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は山林です。証明基準5の耕作されない状態が続いたことにより森林・原野化し農地への復元が不可能な土地に該当します。令和2年7月1日に、地区担当農業委員に航空写真等を確認していただきました。

18番 職員から説明がありました2件につきましては、2班としては承認することと判断しました。ご審議よろしく申し上げます。

16番 整理番号6は宅地で、必要が生じ申請していると思う。整理番号5番や7番のような森林・原野化の申請は、時々出ているが、どうしてこのタイミングで非農地証明が必要になったか教えてください。

事務局 理由は様々です。農地から山林にすることで多少課税が変わることも挙げられます。また売買まで予定されているかわかりませんが、維持するにあたり、農地で使っていないのならば、現況に合わせるということも挙げられます。

また整理番号7は、地元から山林を購入したいという話がありましたが、地目が農地のため、所有権移転が出来ず、地目変更するため申請することになりました。

議長 非農地照明をした後、太陽光発電を設置したいとなった場合は、どこが審査をすることになるのか。

事務局 地目が農地でなくなれば、農業委員会の審査は通らなくなります。ただ静岡市では、今年の4月より太陽光のガイドラインが制定されました。このガイドラインに沿って関係課の審査をすることになります。

議長 ただいまの議案第22号について、発言のある方は挙手をお願いします。

議長 他に発言もないようですので、議案第22号について、原案のとおり承認してよいでしょうか。

(異議なし)

議長 議案第22号は、原案のとおり承認いたしました。

次に、議案第23号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 **【議案第23号朗読】**

申出は23ページに記載のとおり1件でございます。内容につきましては、担当職員から説明いたします。

事務局 整理番号14です。当該生産緑地は平成18年に指定され、死亡前、主たる従事者は年間約200日農作業に従事していました。6月30日に事務局職員が現地調査を実施し、後日申出者へ電話で聞き取りを行いました。地区担当委員に調書と現地写真で確認していただきました。

議長 ただいまの議案第23号について、発言のある方は挙手をお願いします。

議長 他に発言もないようですので、議案第23号について、原案のとおり承認してよいでしょうか。

(異議なし)

議長 議案第23号は、原案のとおり承認いたしました。

次に、議案第24号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 **【議案第24号朗読】**

要望案は25ページから27ページに記載のとおりでございます。内容につきましては、担当職員と農政対策委員長から説明いたします。

事務局 それでは、ご説明いたします。令和3年度県農業施策に関する要望事項につきましては、今月7月31日が県農業会議への提出期限となっております。それに伴いまして、先月の6月17日に、地域別農業対策協議会において、都市、都市近郊、山間地の3地域に分かれて、それぞれの地域での具体的な意見と、要望事項を検討いただきました。その案を基に、6月25日に開催しました、第2回農政対策委員会では、さらにそれを精査いたしました。詳細につきましては、農政対策委員会の委員長より、ご説明いただきます。

7番 それでは、ご説明いたします。令和3年度県農業施策に関する要望事項の案につきましては、3件の要望として集約しました。議案書25ページをご覧ください。農業生産基盤整備の推進については農業生産の維持、担い手育成を図るため、中小規模の土地改良事業等、生産環境の改善、整備を実施する上での可能性調査や検討を加速的に実施し、可能なところから早期の事業化を要望するという内容にまとめました。議案書26ページをご覧ください。中山間地域等直接支払制度の要件の見直しについては高齢化や人口減少に直面している中山間地域の実態から、年々、将来展望において、構成員の合意形成に困難性が増しており、同制度の5年の継続要件が協定締結を拒む主な要因となっている。そこで、構成員の合意形成が円滑に進められるよう、期間を3年に短縮する等、要件を緩和し、無理

なく使うことができる制度への改善を要望するという内容にまとめました。議案書27ページをご覧ください。新型コロナウイルス感染症支援策の継続については農業者が安心して事業を継続することができるようにするため、国の支援策である、持続化給付金、高収益作物次期作支援交付金等の次年度以降の継続とともに、withコロナに対応した取組みを助長する新規施策の創設についても併せて要望するという内容にまとめました。また、検討事項の中で出ました、有害鳥獣対策の継続、お茶の振興等につきましては、9月16日に提出予定の市への要望書に、どのように盛り込むかを今後、農政対策委員会において検討していきたいと考えております。説明については、以上です。

議長 ただいまの議案第24号について、発言のある方は挙手をお願いします。

議長 他に発言もないようですので、議案第24号について、原案のとおり承認してよいでしょうか。

(異議なし)

議長 議案第24号は、原案のとおり承認いたしました。

次に、報告事項に入ります。報告第16号について、事務局から報告事項の説明をお願いします。

事務局次長補佐 【報告第16号朗読】

通知は29ページから33ページの34件がございました。内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め書類は完備しておりましたので、受理いたしました。詳細につきましては、担当職員より説明いたします。

事務局 整理番号23番については、共同製茶組合が解散し、お茶栽培から撤退して果樹に専念するため、合意解約しました。整理番号25番については、高齢によりお茶栽培から撤退するため、合意解約しました。整理番号26番と27番については、同一の解約理由です。経営規模縮小により、合意解約しました。整理番号28番については、共同製茶組合が解散し、お茶栽培から撤退して果樹に専念するため、合意解約しました。整理番号29番、31番、32番については、同一の解約理由です。構成員の一人がほとんど管理しており、その構成員と賃貸人とで契約するため、合意解約しました。整理番号30番については、耕作者交代のため、合意解約しました。整理番号33番については、賃貸人が宅地転用のため、合意解約しました。整理番号34番と35番については、同一の案件になります。高齢による労力不足により、合意解約しました。整理番号36番から38番につ

いては、同一の案件になります。構成員の一人がほとんど管理しており、その構成員と賃貸人とで契約するため、合意解約しました。整理番号39番と40番については、同一の案件になります。今季の二番茶より管理耕作者を交代するため、合意解約しました。別の借り手に再配分する予定です。整理番号41番と42番については、同一の案件になります。高齢により農作業が困難となったため、合意解約しました。整理番号43番と44番は同一の案件になります。今季の遅霜被害により茶の収穫が困難になり、防霜ファンもないため合意解約しました。整理番号45番については、農地の売買のため、合意解約しました。今回の議案書14ページ、議案第19号で上程の農地法第3条許可申請、整理番号28番で農地を取得する予定です。整理番号46番と47番については、同一の解約理由です。経営規模縮小のため、合意解約しました。別の借り手に再配分する予定です。整理番号48番については、農地の売買のため、合意解約しました。今回の議案書14ページ、議案第19号で上程の農地法第3条許可申請、整理番号28番で農地を取得する予定です。整理番号49番から53番については、同一の解約理由になります。共同製茶組合の解散に伴い、合意解約しました。別の借り手を探しています。整理番号53番から55番については、同一の案件になります。共同製茶組合の解散に伴い、合意解約しました。今後、農地の再集積・再配分をする予定です。整理番号56番と57番については、同一の案件になります。共同製茶組合の解散に伴い、合意解約しました。今後、農地の再集積・再配分をする予定です。

議 長            ただいまの報告第16号について、発言のある方は挙手をお願いします。

議 長            よろしいですか。発言がないようですので、以上で報告第16号を終わります。

次に、報告第17号について、事務局から報告事項の説明をお願いします。

事務局次長補佐    **【報告第17号朗読】**

届出は35ページから41ページの65件がございました。その内訳は、4条の転用が23件、5条の転用が42件で、内訳としましては、所有権移転が36件、賃借権設定が2件、使用貸借権設定が4件でございます。添付書類も含め書類は完備しておりましたので、受理いたしました。

議 長            ただいまの報告第17号について、発言のある方は挙手をお願いします。

議 長            よろしいですか。発言がないようですので、以上で報告第17号を終わります。

次に、報告第18号について、事務局から報告事項の説明をお願いします。



事務局次長補佐 【報告第18号朗読】

届出は43ページから44ページの34件がございました。いずれも内容については記載のとおりでございます。添付書類は完備しておりましたので、受理いたしました。

議長 ただいまの報告18号について、発言のある方は挙手をお願いします。

議長 よろしいですか。発言がないようですので、以上で報告第18号を終わります。

次に、報告第19号について、事務局から報告事項の説明をお願いします。

事務局次長補佐 【報告第19号朗読】

申出は46ページの1件がございました。内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め書類は完備しておりましたので、交付いたしました。なお内容につきましては、担当職員から説明いたします。

事務局 それでは、ご説明いたします。整理番号2は、6月26日、最適化推進委員と現地確認を行い、適正でありましたので、適格者証明を交付しました。

議長 ただいまの報告第19号について、発言のある方は挙手をお願いします。

議長 よろしいですか。発言がないようですので、以上で報告第19号を終わります。

議長 以上をもちまして、静岡市農業委員会第4回総会を閉会いたします。